



# 栃木県公報

令和2(2020)年  
12月1日(火)  
第159号

## 目次

### 告 示

- 栃木県環境影響評価技術指針の変更の公表..... 981
- 保安林皆伐面積の許容限度の公表..... 981
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧..... 984
- 建築基準法による道路の指定..... 985

### 公 告

- 開発行為の工事完了..... 985

### 調達等公告

- 入札公告(特定調達公告)..... 986

## 告 示

### 栃木県告示第612号

栃木県環境影響評価技術指針について、調査、予測及び評価されるべき環境要素に反射光を追加する等の変更を行ったので、栃木県環境影響評価条例(平成11年栃木県条例第2号)第4条第3項の規定により公表する。

なお、変更後の栃木県環境影響評価技術指針は、栃木県環境森林部環境森林政策課において縦覧に供する。

令和2(2020)年12月1日

栃木県知事 福田 富一  
(環境森林政策課)

### 栃木県告示第613号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項の規定に基づき、令和2(2020)年度における保安林及び保安施設地区内において皆伐による立木の伐採をすることができる面積の許容限度を次のとおり公表する。

令和2(2020)年12月1日

栃木県知事 福田 富一

森林計画区名	単 位 区域名	市 郡 町 村 名	立木伐採面積の許容限度(単位 ha)					計
			水源涵 養保安 林	土砂流 出防備 保安林	防風保 安林	干害防 備保安 林	保健保 安林	
那珂川	大田原 地区	大田原市(狭原、小船渡、湯津上、佐良土、蛭畑、蛭田、新宿及び片府田を除く。)、那須塩原市(塩原、中塩原、上塩原、湯本塩原、関谷、金沢、宇都野、下大貫、上大貫、高阿津、下田野、遅野沢、藁沼、折戸、上横林、横						

		林及び接骨木を除く。)及び 那須郡那須町	318.61	53.60	0.09			372.30
那珂川	那珂川 中流地 区	大田原市(狭原、小船渡、湯 津上、佐良土、蛭畑、蛭田、 新宿及び片府田に限る。)、那 須烏山市、芳賀郡茂木町及び 那須郡那珂川町	298.58	118.56		4.57	2.00	423.71
那珂川 鬼怒川	矢板地 区	矢板市、那須塩原市(塩原、 中塩原、上塩原、湯本塩原、 関谷、金沢、宇都野、下大 貫、上大貫、高阿津、下田 野、遅野沢、蓼沼、折戸、上 横林、横林及び接骨木に限 る。)、さくら市及び塩谷郡	437.89	124.36	1.14	0.96		564.35
鬼怒川	鬼怒川 中流地 区	宇都宮市、真岡市、下野市 (薬師寺、成田、谷地賀、下 文狭、田中、仁良川、町田、 祇園一丁目、祇園二丁目、祇 園三丁目、祇園四丁目、祇園 五丁目、緑一丁目、緑二丁 目、緑三丁目、緑四丁目、緑 五丁目、緑六丁目、本吉田、 下吉田、別当河原、絹坂、花 田、上坪山、下坪山、東根、 磯部、上川島、中川島、上吉 田、三王山、三本木、田川及 び延島に限る。)、河内郡上三 川町及び芳賀郡(茂木町を除 く。)	14.49	34.00		12.73		61.22
同	今市地 区	日光市(上鉢石町、中鉢石 町、下鉢石町、稲荷町一丁 目、稲荷町二丁目、稲荷町三 丁目、御幸町、石屋町、松原 町、相生町、東和町、若杉 町、宝殿、安川町、匠町、本 町、山内、萩垣面、花石町、 久次良町、清滝安良沢町、清 滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、 清滝丹勢町、清滝中安戸町、 清滝新細尾町、清滝町、清滝 一丁目、清滝二丁目、清滝三 丁目、清滝四丁目、細尾町、 中宮祠、湯元、所野、七里、 野口、和泉、山久保、日光、 丹勢、南小来川、宮小来川、 東小来川、中小来川、西小来 川、滝ヶ原、足尾町本山、足						

		尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町を除く。)	1,010.12	152.06				1,162.18
鬼怒川	日光地区	日光市(上鉢石町、中鉢石町、下鉢石町、稲荷町一丁目、稲荷町二丁目、稲荷町三丁目、御幸町、石屋町、松原町、相生町、東和町、若杉町、宝殿、安川町、匠町、本町、山内、萩垣面、花石町、久次良町、清滝安良沢町、清滝和の代町、清滝桜ヶ丘町、清滝丹勢町、清滝中安戸町、清滝新細尾町、清滝町、清滝一丁目、清滝二丁目、清滝三丁目、清滝四丁目、細尾町、中宮祠、湯元、所野、七里、野口、和泉、山久保、日光、丹勢、南小来川、宮小来川、東小来川、中小来川、西小来川及び滝ヶ原に限る。)	290.62	151.98				442.60
同	足尾地区	日光市(足尾町本山、足尾町愛宕下、足尾町赤倉、足尾町南橋、足尾町深沢、足尾町上間藤、足尾町上の平、足尾町下間藤、足尾町掛水、足尾町向原、足尾町赤沢、足尾町松原、足尾町通洞、足尾町砂畑、足尾町中才、足尾町遠下及び足尾町に限る。)	138.50	42.28				180.78
渡良瀬川	黒川～小倉川地区	栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元に限る。)及び鹿沼市	899.44	186.16				1,085.60
同	佐野地	足利市、栃木市(西方町金井、西方町金崎、西方町本郷、西方町本城、西方町真名子及び西方町元を除く。)、佐野市、小山市、下野市(薬師寺、成田、谷地賀、下文狭、田中、仁良川、町田、祇園一丁目、祇園二丁目、祇園三丁						

区	目、祇園四丁目、祇園五丁目、緑一丁目、緑二丁目、緑三丁目、緑四丁目、緑五丁目、緑六丁目、本吉田、下吉田、別当河原、絹坂、花田、上坪山、下坪山、東根、磯部、上川島、中川島、上吉田、三王山、三本木、田川及び延島を除く。) 及び下都賀郡	331.10	136.09		2.00	469.19	
計		3,739.35	999.09	1.23	20.26	2.00	4,761.93

(森林整備課)

## 栃木県告示第614号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

令和 2 (2020) 年12月 1 日

栃木県知事 福田 富 一

土地改良区名	事業名	縦覧期間	異議申出期限	所轄農業振興事務所
永野土地改良区	永野地区土地改良（維持管理）事業	令和 2 (2020) 年12月 2 日から令和 3 (2021) 年 1 月 4 日まで	令和 3 (2021) 年 1 月 19 日	上都賀農業振興事務所
下沢引田土地改良区	下沢引田地区土地改良（維持管理）事業	令和 2 (2020) 年12月 2 日から令和 3 (2021) 年 1 月 4 日まで	令和 3 (2021) 年 1 月 19 日	上都賀農業振興事務所
口栗野土地改良区	口栗野地区土地改良（維持管理）事業	令和 2 (2020) 年12月 2 日から令和 3 (2021) 年 1 月 4 日まで	令和 3 (2021) 年 1 月 19 日	上都賀農業振興事務所
思川土地改良区	思川地区土地改良（維持管理）事業	令和 2 (2020) 年12月 2 日から令和 3 (2021) 年 1 月 4 日まで	令和 3 (2021) 年 1 月 19 日	上都賀農業振興事務所
酒野谷土地改良区	酒野谷地区土地改良（維持管理）事業	令和 2 (2020) 年12月 2 日から令和 3 (2021) 年 1 月 4 日まで	令和 3 (2021) 年 1 月 19 日	上都賀農業振興事務所

清洲土地改良区	清洲地区土地改良(維持管理)事業	令和2(2020)年12月2日から令和3(2021)年1月4日まで	令和3(2021)年1月19日	上都賀農業振興事務所
南摩土地改良区	南摩地区土地改良(維持管理)事業	令和2(2020)年12月2日から令和3(2021)年1月4日まで	令和3(2021)年1月19日	上都賀農業振興事務所
北半田土地改良区	北半田地区土地改良(維持管理)事業	令和2(2020)年12月2日から令和3(2021)年1月4日まで	令和3(2021)年1月19日	上都賀農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第615号

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第42条第1項第4号の規定により次のとおり道路を指定したので、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号)第10条第1項の規定により公告する。

なお、その関係図書は、所管の土木事務所に備え、縦覧に供する。

令和2(2020)年12月1日

栃木県知事 福田 富一

道路の種類	道路の位置	道路の延長及び幅員	指定年月日	所管の土木事務所
法第42条第1項第4号の規定による道路	芳賀郡芳賀町大字祖母井字西町757-1、758-1、758-2、758-4、762-1、762-2、763-1、763-4、763-5、764-2、765-1、765-3、766-1、767、768、769、770、771、771-2、772、773-2、774-2、775-1、776、777-1、777-2、778-1、778-2、779、780、781-1、781-5、782-3、782-6、782-7、782-8、783の各一部 芳賀郡芳賀町大字祖母井字西町781-12、781-15、781-20、781-21 芳賀郡芳賀町大字祖母井字上横町731-2、731-4、732-7、732-8、744-1、744-2、756-2の各一部 芳賀郡芳賀町大字祖母井字上横町732-5	延長595.00m 幅員 5.00m ~17.00m	令和2(2020)年11月20日	真岡土木事務所

(建築課)

公 告

○開発行為の工事完了

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

令和2(2020)年12月1日

栃木県知事 福田 富一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
河内郡上三川町大字西汗字中赤堀1442番3、1442番5	鹿沼市緑町1丁目2番35号ヴィコロ参番館102号室	田 上 博 司
河内郡上三川町大字西蓼沼字百目鬼683番3、683番2の一部	河内郡上三川町大字上郷2441番地	鶴 見 敦 子
河内郡上三川町大字西汗字西赤堀1766番85	鹿沼市茂呂260番地9エーデルヴィラ205号	石 川 高 輝
下都賀郡野木町大字友沼字卯ノ木5960番6、5960番7	下都賀郡野木町大字友沼4843番地2	秋 元 孝 一

(都市計画課)

### 調 達 等 公 告

#### ○入札公告(特定調達公告)

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2(2020)年12月1日

栃木県知事 福田 富一

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 購入等件名及び数量

- ア 栃木県本庁舎で使用する電気 予定使用電力量 6,448,000kWh
- イ 栃木県河内庁舎外59施設で使用する電気 予定使用電力量 14,442,400kWh
- ウ 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園で使用する電気 予定使用電力量 3,031,000kWh

##### (2) 購入物品の特質等 それぞれの入札説明書による。

##### (3) 納入期間 令和3(2021)年4月1日(木)から令和4(2022)年3月31日(木)まで

##### (4) 納入場所

- ア 栃木県本庁舎(詳細は、仕様書による。)
- イ 栃木県河内庁舎外59施設(詳細は、仕様書による。)
- ウ 栃木県水産試験場・なかがわ水遊園(詳細は、仕様書による。)

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

##### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

##### (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、大分類「Pその他のサービス」、小分類「6その他」の入札参加資格を有するものと決定された者であること。

##### (3) 令和3(2021)年1月25日(月)において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22(2010)年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。

##### (4) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条の2の規定に基づき小売電気事業者として登録を受けている者

##### (5) 1の(1)の入札において落札決定後、供給期間の始期までに関東管内の一般送配電事業者が定める託送供給等約款に基づき、接続供給契約を締結する者であること。

##### (6) 電源構成及び二酸化炭素排出係数を開示している者

##### (7) (6)の開示方法を明示し、かつ、二酸化炭素排出係数、環境への負荷の低減に関する取組の状況に関する条件における合計点数が70点以上の者であること。なお、当該配点については入札説明書による。

#### 3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所  
〒320-8501 栃木県宇都宮市埴田1-1-20  
栃木県経営管理部管財課管理担当 電話 028-623-2075
- (2) 入札説明書の交付期間及び交付場所  
令和2(2020)年12月1日(火)から同月23日(水)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時まで(1)の場所において交付する。
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
  - ア 1の(1)のアの件名については、令和3(2021)年1月25日(月)午後2時 栃木県本庁舎東館入札室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月22日(金)正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
  - イ 1の(1)のイの件名については、令和3(2021)年1月25日(月)午後2時30分 栃木県本庁舎東館入札室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月22日(金)正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
  - ウ 1の(1)のウの件名については、令和3(2021)年1月25日(月)午後3時 栃木県本庁舎東館入札室に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は、入札書の受領期限は同月22日(金)正午とし、書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
- (4) 入札方法 1の(1)の件名ごとに、それぞれ総価で入札に付する。
- (5) 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に該当金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) その他  
入札に参加しようとする者は、次のとおりこの入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。
  - ア 入札参加申請書類の提出期間、提出場所及び提出方法 令和2(2020)年12月1日(火)から同月24日(木)までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から午後5時までに(1)の場所に持参又は郵送すること。(ただし、郵送の場合は書留郵便で(1)の場所へ郵送すること。)
  - イ 確認結果の通知 令和3(2021)年1月14日(木)までに通知する。

#### 4 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則(平成7年栃木県規則第12号)第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。
- (4) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (5) 契約書の作成の要否 要
- (6) その他
  - ア 令和3(2021)年度栃木県一般会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。
  - イ 詳細は、それぞれの入札説明書による。

#### 5 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased:
  - a) Electric power for the Tochigi Prefectural Office building  
Estimated amount of electric power to be used 6,448,000kWh
  - b) Electric power for the Tochigi Prefectural Kawachi Government building and other 59 sections  
Estimated amount of electric power to be used 14,442,400kWh
  - c) Electric power for the Tochigi Prefectural Fisheries Testing Station & Nakagawa Aquatic Park

Estimated amount of electric power to be used 3,031,000kWh

(2) Deadline for walk-in Bidding Documents:

- a) 2:00 p.m., January 25, 2021
- b) 2:30 p.m., January 25, 2021
- c) 3:00 p.m., January 25, 2021

Deadline for postal Bidding Documents (Documents must arrive no later than):

- a) 0:00 p.m., January 22, 2021
- b) 0:00 p.m., January 22, 2021
- c) 0:00 p.m., January 22, 2021

(3) Information is available at:

Management Section,  
Property Management Division,  
Department of Administration and Management,  
Tochigi Prefecture  
1-1-20 Hanawada, Utsunomiya, Tochigi 320-8501  
TEL. 028-623-2075

(管財課)